

## 障害者控除対象者認定書を交付します

町では、要介護認定を受けている人を対象に「障害者控除対象者認定書」を交付します。所得税や町・県民税の申告をするときに、この認定書を添付すると、本人またはその扶養義務者が障害者控除(要介護1・2・3の人)、または特別障害者控除(要介護4・5の人)を受けることができます。

### 認定の対象者

65歳以上で、次のいずれかの人

- ・令和2年12月31日時点で要介護認定を受けている
- ・要介護認定を受けていて令和2年中(令和2年1月1日～令和2年12月31日)に死亡などにより資格を喪失した

### 持参するもの

介護保険被保険者証／申請者の身分証明書／郵送希望の場合は84円切手を貼った返信用封筒

### 交付にあたって

- ・1月上旬は即日交付ができない場合があります。そのため、郵送か再来庁による交付となります。
- ・この認定書は税の申告に利用するためのものです。障害者手帳の代わりになるものではありません。
- ・本人や扶養義務者の住民税が非課税で、申告する必要がない場合は、この認定書は必要ありません。また、障害者手帳などをもとに障害者控除を受ける場合、重複して控除を受けることはできません。

### 申請／交付場所・問

福祉課 介護保険係 ☎ 286 - 3114

## 令和3年ジョギングフェアは中止します

令和3年4月18日(日)に予定していた第29回益城町「阿蘇くまもと空港・テクノ周辺」ジョギングフェアは、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、参加ランナーを始め、大会運営に携わるスタッフの安全を確保することが困難なため、開催中止を決定しました。

2年続けての大会中止となり、参加を検討されていた皆さんには大変申し訳ありませんが、ご理

解いただきますようお願い致します。

新型コロナウイルスを乗り越え、次回大会が安心して開催できるよう、取り組んでまいりますので、今後もご支援とご協力をよろしくお願い致します。

問ジョギングフェア実行委員会事務局

(生涯学習課 スポーツ振興係内)

☎ 287 - 4330

## 後期高齢者医療保険料納付確認書の送付

令和2年1月1日～12月31日に、普通徴収(納付書や口座振り替え)で後期高齢者医療保険料を納めた人に対して、納付確認書を送付します。時期は令和3年1月下旬頃です。



- ・特別徴収(年金天引き)のみで納付している人には送付しません。確定申告などの際は、年金機構から送付される「公的年金の源泉徴収票」をご活用ください。
- ・遺族年金や障害年金からの特別徴収(年金天引き)の人は、「公的年金の源泉徴収票」が発行されません。申告に必要な人は、住民保険課保険年金係にお問い合わせください。

問住民保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113